

4番 八重樫龍介です。

通告に基づきまして次の事項についてお尋ねします。

本町の人口は 9,000 人を切り、高齢化率約 45%と超少子高齢社会が進んでおります。町長は 17 日の施政方針で、超少子高齢社会のもとで、持続するまちづくりを進めて行かなければならない。さらに、未来づくりの根幹ともなる産業経済の担い手や、地域医療、福祉等を充実するための人材確保に取り組む。そして、SDGs の考えも取り入れながら施策を展開すると述べられています。

そこで、次の 3 点について伺います。

1 点目は、町の奨学金制度についてです。

本町では、将来町の発展に寄与する有能な人材を育成することを目的に、独自の奨学金制度を設けております。

そして、この制度は定住化の促進を目的に、将来、奨学生が本町に就職もしくは町民税を納めていれば、奨学資金の返還を免除するとしています。

現在、この制度を受けるための条件は様々ありますが、そ

の中に所得制限があります。定住化及び人材確保の観点から所得制限の条件は、撤廃すべきと思いますが、教育長の考えを伺います。

2点目は、公用車のEV化についてです。

SDGsへの取り組みの一つに「気候変動に具体的な対策を」が掲げられています。本町も、木質バイオマス資源を活用した新たな地域循環型社会を目指し、森林資源の調査が行われていますが、さらに、「脱二酸化炭素社会」を目指し、今後、公用車は電気自動車へ順次転換して行くべきと思います。これは、災害等による停電時には環境にやさしい非常用電源としても使用可能であります。

また、今後、電気自動車は加速度的に普及していくことが予想されます。充電インフラの整備事業を早急に取り組むべきと思いますが、町長の考えを伺います。

最後は、交流人口の拡大についてです。

今後、コロナワクチンの接種が進むにつれて、外出や旅行等の増加が予想されます。

そこで、「脱二酸化炭素社会」の観点から、電気自動車で龍泉洞を訪れた観光客へ龍ちゃん商品券を進呈するなど、何らかの形でサービスを実施し、コロナの影響で落ち込んだ交流人口や地域経済の回復を図っていくべきと考えます。本町のSDGsへの取り組みを町内外にアピールすることも出来ると思いますが、町長の考えを伺います。

4番 八重樫 龍介 議員の御質問にお答えします。

まず初めに、公用車のEV化についてであります
が、本町の公用車は、13年を経過し走行距離20万キロ
メートル以上と一定の基準を設定し、優先順位を付け
て更新を行っているところであります。

現在保有している公用車は、普通乗用車両が58台、
作業用車両が114台の合計172台であり、普通乗用車の
うち13年以上経過した車両は12台となっております。

公用車の更新につきましては、通常業務に必要な公
用車の適正台数と災害時における対応車種等も勘案し
ながら、町の業務に欠かすことができない適切な車両
を効率的に確保、更新していかねばならないと考
えております。

今後はSDGsの考え方も取り入れながら行財政改

革大綱の実施計画に盛り込み、環境に配慮した車両の導入を推進してまいりたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり電気自動車には、充電インフラの整備が必要不可欠であります。町内には充電施設が1か所だけであると認識しておりますので、まずは観光客等の需要が見込まれる道の駅や龍泉洞などにおいてどのような方法で整備を推進できるのか、早急に国の補助制度などを含め調査・研究してまいります。

次に、交流人口の拡大についてであります。議員御案内のとおり、今後におきましては、緊急事態宣言の解除やワクチン接種などによって、徐々に交流人口の拡大が期待されるところであります。

コロナ後の観光客確保に向けましては、本年が龍泉洞町営60周年に当たることから、この記念すべき機会と連動し、現在様々なプランを計画しているところであります。

議員御提案のプランにつきましては、充電インフラ整備や利用対象者の確認方法などの課題や効果を検証しながら、交流人口や地域経済の回復に向けた取組を進めてまいります。

なお、1点目の「町の奨学金制度について」の御質問は教育長から答弁いたさせます。

教育長答弁

「町の奨学金制度」について、御答弁申し上げます。

町の奨学金制度は、優れた素質と向上心を持ちながらも経済的な理由により修学困難な学生に対して奨学資金の貸付けを行い、将来、町発展に寄与する有能な人材を育成することを目的として、これまで延べ550人を超える学生に貸付けを行ってきたところであります。

町の定住化対策としての返還免除は、奨学金を借り受けている学生の約9割が町外へ進学し、そのまま就職しているという現状がありましたことから、町内で就業している者、又は町外で就業している者であっても本町に町民税を納めている者を対象として、昨年4月に返還免除の規定を追加しており、本年度は1名の返還免除を行っております。

議員御指摘の所得制限に関しましては、町条例、規則等で一律に所得基準により制限しているものではなく、基準となる一家の収入や家族構成等から岩手育英奨学会の収入判定基準に準じ、学費として支弁できる額の多寡も選考基準に加え、町奨学生選考委員会におきまして総合的に判断しているものであります。独立行政法人日本学生支援機構奨学金等の選考基準と比較しましても、利用されやすい制度であると認識しているところであります。

議員の御提言は、奨学資金を借り受けた者が将来岩泉町へ定住しようとすることを期待するものであろうかと思いますが、経済的な理由により修学困難な学生に対して奨学金を貸付けるという制度本来の目的に立ち返りますと、奨学生選考の際の家計の状況の判断基準は必要なものであると考えております。

今後も経済的な理由により修学困難な学生に教育を受ける機会を提供し、将来にわたっての担い手の育成

及び人材確保に努め、その責任を果たしてまいる所存
でありますので御理解をお願い申し上げます。

以上で答弁を終わります。